

2021

総務常任委員会記録

議会 閉会中

令和3年8月25日（水曜日） 開議

令和3年8月25日（水曜日） 散会

西いぶり広域連合議会

総務常任委員会審査事項

令和3年8月25日（水）

室蘭市議会第1会議室

開議 午後 2時00分

散会 午後 2時39分

日程	番 号	件 名	結 果
1	報 告 事 項	広域連合の運営に関する事項 1 西胆振環境（株）の令和2年度営業概要について 2 リサイクルプラザ再生家具の展示及び提供事業の見直しについて 3 指定管理者施設管理運営評価について 4 西いぶり広域連合規約の一部変更について	

○出席委員（13名）

委員長 早川昇三

副委員長 森太郎

委員 板垣正人 五十嵐篤雄 真鍋盛男

石澤清司 細川昭広 常磐井茂樹

千田文孝 天神林美彦 堀博志

辻浦義浩 阿部正明

○欠席委員（1名）

委員 木村辰二

○出席理事者

<西いぶり広域連合事務局>

安	田	事務局長
鈴	木	総務課長
松	下	総務課主幹
藤	谷	総務課主幹

総 務 常 任 委 員 会 記 録

令和3年8月25日（水曜日）

午後 2時00分 開議

○早川委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

なお、本日は木村委員から欠席する旨連絡を受けております。

それでは、所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について理事者の報告を一括して求めます。

○安田事務局長 本日は、御多忙のところ総務常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、広域連合の運営に関する事項4件につきまして御報告させていただくものでございます。

説明につきましては、1の西胆振環境（株）の令和2年度営業概要については松下総務課主幹から、2のリサイクルプラザ再生家具の展示及び提供事業の見直しについて及び3の指定管理者施設管理運営評価については藤谷総務課主幹から、4の西いぶり広域連合規約の一部変更については鈴木総務課長から御説明申し上げますので、どうぞよろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○松下総務課主幹 それでは、委員会報告事項資料1に基づいて御説明いたします。

西胆振環境株式会社から当広域連合に報告のありました令和2年度の営業報告につきまして、その概要を御説明いたします。

委員会報告事項資料1を御覧ください。1の稼働状況でございます。（1）の令和2年度のごみ搬入量ですが、前年度比約3.4%減の4万4,974トン、計画ごみ量6万3,400トンに対して70.9%となっております。

次に、（2）の設備稼働状況でございます。前年度と比べて1系炉の稼働日数は7日減の251日、2系炉の稼働日数は4日減の237日となっており、定期点検時の停止は1系炉で6日増の114日、2系炉で4日増の121日、また定期点検以外の停止日数につきましては1日の減となっております。なお、R2年5月5日～11日、残渣物除去のため計画外の停止を7日間行っております。

次に、（3）の運転経費でございます。主に灯油の単価減により前年度に比べ253万8,000円、1.4%減の1億8,346万6,000円となっております。

次に、（4）の設備保守管理費でございます。老朽化対策の実施に加えて工事対象機器や工事内容の精査による予算額の圧縮及び工事業者の見直し等により工事コストを削減したことにより、前年度に比べ7,851万5,000円、14%減の4億8,072万5,000円となっております。

次に、（5）の老朽化対策経費でございます。令和6年9月まで施設の安定稼働を継続するため、故障などがごみ処理の停滞に直結する重要機器を対象に交換及び修繕を令和2

年度～令和4年度の3年間で実施するもので、令和2年度につきましては3億4,032万8,000円となっております。

次に、2の営業状況でございます。（1）の営業収支につきましては、実績では2億4,544万9,000円の営業損失となるどころ、補填措置分委託費2億4,375万円の収入により169万9,000円の営業損失となっております。これに雑収入、自販機の設置などによるものですが、それらを加えた（2）の経常収支はゼロ円で、これに法人税等の支払いを加えた純収支が18万円の当期純損失となり、当期末の繰越利益剰余金はマイナス9,826万5,000円となっております。

最後に、3の次年度以降の経営方針でございます。西胆振環境株式会社事業報告の主な内容といたしましては、現施設の令和6年9月30日まで運転期間延長が決定しており、施設運転保守管理等業務委託契約書及び施設運転保守管理業務の契約に関する覚書の内容に基づき業務の確実な遂行に努める。令和6年9月30日まで安定的に現施設の運転を継続していくため、令和2年度～令和4年度の3年間で老朽化対策補修を行うとともに、現状のごみ処理に影響を与えることなく、新施設へのスムーズな移行となるよう建設業者等と密な連携を図りながら日常点検及び整備を重視し、安全な施設稼働につなげる。次に、安全を第一とし、安定運転の継続を最優先としながら、運営経費の徹底した自助努力による削減に努めるなど経営努力を続けるとなっております。

参考資料といたしまして、西胆振環境株式会社から提出のありました事業報告及び計算書類などをお手元にお配りさせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上で西胆振環境株式会社の令和2年度営業概要についての説明を終わらせていただきます。

○藤谷総務課主幹 続きまして、リサイクルプラザ再生家具の展示及び提供事業の見直しにつきまして、報告事項資料の2、A4、1枚の資料になりますが、説明をさせていただきます。

リサイクルプラザでは、住民のリサイクル意識の向上や資源循環型社会形成への寄与を目的に住民が不用となった家具を構成市町が引き取り、リサイクルプラザに運んで補修、展示、販売を行う事業を実施しておりますが、近年は取扱量が減少していることなど課題があることから、事業の見直しを行おうとするものでございます。

1の再生家具展示等事業の概要でございますが、（1）の実施主体については、指定管理者の西いぶり広域連合リサイクルプラザ・げんき館ペトル指定管理者共同事業体によって行われております。

（2）の展示期間については、再生家具は6月、9月、12月の下旬から1月上旬にかけての年に3回、展示を実施しております。

（3）の最低提供価格については500円と設定しまして、家具の状況によりまして100円単位で加算していく価格設定としております。

（４）の提供条件としまして、再生家具を購入された方が自ら運び出せることが条件となっております。

２の再生家具展示等事業の課題でございますが、（１）の取扱件数の推移については、令和２年度実績と事業初年度の平成１６年度実績を比較しますと、展示件数で約８４％の減少、提供件数で約９０％の減少となりまして、大きく減少しております。

（２）の取扱件数の減少要因については、事業開始以降、近隣に大型リサイクル店が開店するなどして民間事業者による不用家具のリサイクルが浸透していることが考えられます。また、地域の主要なリサイクル店２店舗の不用家具の引取り状況を調査したところ、約２００件と約１，８００件となりまして、現在のリサイクルプラザの取扱件数を大きく超えておりました。

（３）の提供価格に見合わない費用負担でございますが、提供価格を展示件数で割った金額については、令和２年度実績では１件当たり約９３０円となっておりますが、家具１点を補修するのにかかる費用は約２，７００円となりまして、この費用の差額は構成市町の持ち出しとなることとなります。

３の再生家具展示等事業の見直しの方向性でございますが、本事業については資源循環型社会の形成に寄与するため実施してきてはありますが、民間事業者によるリサイクルが既に日常生活に浸透しており、今後もリサイクルプラザでの取扱件数の増加は見込めないこと、また費用面でも見合わない事業となっていることから、この事業については令和３年度中の廃止を基本に整理していきたいと考えております。

この件についての説明は以上でございます。

続きまして、報告事項の３つ目、令和２年度の指定管理者施設管理運営評価について、委員会報告事項資料３、Ａ４が２枚の資料になりますが、説明させていただきます。

この指定管理者施設管理運営評価については、７月２７日に実施した指定管理者選定委員会を開催して評価いただいております。

１の指定管理者の名称でございますが、西いぶり広域連合リサイクルプラザ・げんき館ペトトル指定管理者共同事業体であり、代表者は水 i n g AM株式会社、構成員が一般財団法人室蘭市スポーツ協会となっております。

２の施設の概要でございますが、げんき館ペトトルはプールと体育館、その他トレーニング施設などを持った体育施設でございます。リサイクルプラザは資源ごみの処理を行う工場と環境学習などを行うプラザを備えた施設となっております。

３の事業の概要でございますが、げんき館ペトトルは体育施設の管理運営とプール教室などの自主事業を行っております。リサイクルプラザは、資源ごみを圧縮処理して資源として売却し、また自主事業でリサイクル講座などを行っております。

４の利用実績でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため４月～５月末の期間の間に４９日間臨時休館しております。利用者実績については、ペトトルでは前年との比較で１万４，８８２人の減となりまして、利用者数実績は１万９，１６９

人となっております。リサイクルプラザは前年との比較で3,373人の減少となりまして、利用者数実績は1,890人となっております。2つの施設の合計では1万8,255人の減少となりまして、利用者数実績は2万1,059人となっております。

減少の要因については、ペトトルは新型コロナウイルスによる臨時休館や小学校のプール授業の中止、自主事業の中止や規模縮小などによるもので、リサイクルプラザでは同じく新型コロナウイルスの影響により臨時休館や工場見学の受入れ停止、リサイクル講座やフリーマーケットなど自主事業への影響によるものでございます。

2ページ目を御覧いただきたいと思います。5の収入・支出の推移でございますが、表の右端を御覧いただきたいと思います。収入につきましては、臨時休館の影響で利用料金収入が減ったこともありまして、計画より少ない9,936万3,000円となっております。支出についても、臨時休館によりまして光熱水費などの減少があり、計画より少ない9,933万4,000円となりまして、差引きで2万9,000円のプラス収支となっております。

6の評価の視点でございますが、評価の各項目について、Sは優良、Aは良好、Bは課題ありということの3段階の評価をしております。取消し線を引いてある項目については、新型コロナの影響で適切な評価ができないと判断し、評価を中止しております。評価を中止したものを除き、各項目とも3段階評価の真ん中であるAと採点しております。

この採点に基づきまして、3ページ目を御覧いただきたいと思います。7の評価でございますが、1の施設運営、3の施設管理、4の歳入歳出の全てがA評価となっております。

8の指定管理者から広域連合への要望事項でございますが、費用が高額である設備の修繕の要望が出ておりますが、こちらについては昨年度作成した長寿命化計画を基に実際の劣化状況、支出の平準化など、こういったことを考慮いたしまして対応していきたいということで考えております。

9の利用者からの意見、要望等でございます。げんき館ペトトルからは、シャワー室内のシャワーノズルの手持ち型への変更要望とカーテンの交換の要望が出ておりました。指定管理者の対応といたしまして、衛生上の問題もありまして、カーテンは交換しております。その他の要望については、優先度や必要性に応じて対応を図ることとしております。

最後に、その他でございますが、両施設とも新型コロナウイルスの影響で利用者が大きく減っております。引き続き適切な感染対策を取って利用者が安心できる体制で自主事業等の充実を図っていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○鈴木総務課長 報告事項4、西いぶり広域連合規約の一部変更について御説明させていただきます。

このたびの規約変更につきましては、新中間処理施設建設に係る関係市町数及び計画ごみ処理量の基準年度につきまして、所要の変更を行うものでございます。

資料につきましては、資料4-1と4-2を配付してございますが、説明につきまして

は資料4-1で行わせていただきますので、資料4-1を御覧いただきたく存じます。

初めに、1の経緯についてでございますが、新中間処理施設の建設につきましては、令和2年11月に工事請負契約を締結し、現在は令和4年度からの本格着工に向けた設計などを進めているところでございます。

現行規約の中間処理施設建設に係る負担割合につきましては、現中間処理施設建設時の関係市町村数や平成11年3月に策定した基本構想におけるごみ処理量が基本となっておりますことから、このたび新中間処理施設建設に係る負担割合について、規約を変更しようとするものでございます。

次に、2の変更の概要についてでございますが、規約別表の一部につきまして変更を行うものでございまして、関係市町村数を均等割（登別市を除く。）とし、旧7市町村均等割の定義を削除いたします。また、計画ごみ処理量割の基準年度を西いぶり広域連合新中間処理施設整備基本計画における新中間処理施設供用開始年度のごみ処理量を基礎として、市町協議会において同意された割合に変更するものでございます。

詳細につきましては、委員会報告事項資料4-2に西いぶり広域連合規約新旧対照表をお配りさせていただいておりますので、後ほど御覧いただきたく存じます。

なお、規約の変更の施行日につきましては、令和4年4月1日を予定してございます。

次に、3の今後の予定についてでございますが、全ての構成市町におきまして9月議会以西いぶり広域連合規約を一部変更する規約議案の議決をいただきました後、規約変更に関する法定協議書を締結する予定でございまして、この後北海道知事に規約変更の届出を行いたいと考えてございます。

報告事項4についての説明は以上でございます。

○早川委員長 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○常磐井委員 それでは、私から何点か質問したいと思うのですが、まず最初に西胆振環境の令和2年度の営業概要について伺いたいと思います。

まず、稼働状況についてですけれども、令和2年度のごみ搬入量が対前年比で1,566トン、3.4%の減、計画ごみ量が6万3,400トン、70.9%の4万4,974トンというふうにあるのですけれども、この計画ごみ量と搬入量の差異が大きいというふうに考えるのですけれども、この要因と計画ごみ量をどう算定されたのか、この点についてまず伺いたいと思います。

○松下総務課主幹 計画ごみ量ですけれども、計画ごみ量は施設規模を算定するためのごみ量でございまして、現施設建設時のごみ量を基に算出してございます。したがって、人口減などの影響により搬入ごみ量の減少がありますので、差異が大きくなっているものと認識してございます。

以上でございます。

○常磐井委員 差異の大きさの要因については分かりました。

この中でごみ搬入量が減少した要因について、主にコロナの影響により事業系ごみが減

少したということが上げられています。家庭系ごみの搬入量の減少は見られないと。むしろ巣籠もりでごみ量が増加しているのではないかというふうに考えるのですけれども、この点についてはどのようになっているかお伺いします。

○松下総務課主幹 事業系ごみに関しましては減少しているのですが、家庭系ごみの搬入量につきましては約2%ほど増加という結果になってございます。

以上でございます。

○常磐井委員 家庭系ごみについては2%増加しているということなのですが、ごみの搬入量が委託料の算定のベースになっているということで、当然この搬入量が減少すれば委託料も減少するというふうに考えるのですけれども、この点について伺います。

○松下総務課主幹 ごみ搬入量が減少すると委託費も減少するののかということかと思えますけれども、ごみ処理の委託費の単価につきましては、ごみ搬入量によって変動する変動費と変動しない固定費によって構成されているため、ごみ搬入量により委託費も減少いたします。

以上でございます。

○常磐井委員 ごみ搬入量が委託料の算定ベースですと、当然委託費も減少するということなのです。このごみ処理単価についてなのですけれども、今述べられた変動費と固定費で構成されているということなのですけれども、固定費と変動費の単価の比率はどのようになっているのか、この点について伺います。

○松下総務課主幹 固定費と変動費の比率、内容についてでございます。固定費は電力料金と水道料金の基本料金と人件費、保守管理費を基に算定しておりまして、変動費は運転費のうち電力料金と水道料金の従量部分や補助燃料費、最終処分費などを基に算定してございます。

以上でございます。

○常磐井委員 処理単価の中で変動費が、施設を運営する上でかかる費用を減少させるためにはそこをいかに減らしていくかということが大事だと思うのです。固定費がこの中で示されたようにトン当たり8,249円68銭、変動費がトン当たり2,082円91銭ということなのですけれども、広域連合として委託料の縮減を図るとするのは当然基礎自治体の負担軽減につながるというふうに考えるわけなのですけれども、縮減可能な費目というのは広域連合としてどのように考えているのか。当然固定費である人件費や何かというのはなかなか難しいかと思うのですけれども、この委託料の縮減を図ることについて、いわゆる縮減可能な費目をどのように考えているのか、この点について伺います。

○松下総務課主幹 委員おっしゃられたとおり、固定費には人件費とかが入ってございますので、なかなか縮減が難しいという認識はございますけれども、従量部分に関しましてはごみ量の変動に伴って減っていきますので、そういったところは縮減可能なところかなというふうに認識してございますが、いずれにしましても委託料の算定に関しましては消費者物価指数などを参考に算定しておりますので、なかなか独自の削減というのは難しい

のかなという認識でございます。

以上でございます。

○常磐井委員 変動費の中で、例えば灯油代だとか電気代だとか水道代は当然縮減可能な費目だというふうに考えていますけれども、そういったところを縮減していくということが私は必要だというふうに思います。

最後に、西胆振環境の次年度以降の経営方針が示されているわけなのですが、現施設の令和6年9月末までの運転期間延長が決定しています。当然業務委託契約書や保守管理業務の契約に関する覚書の内容に基づいて業務を進めていくというふうに思うのですが、民間企業として利益を確保することと運営経費の徹底した自助努力による削減に努める経営努力をするというふうに言われています。こういった経営努力を進めることと安全な施設稼働をこの中でどのように担保されようとしているのか、この点について分かれば伺います。

○松下総務課主幹 安全な施設稼働と西胆振環境の経営努力といったところでございますけれども、西胆振環境の自助努力としましては日常の点検整備を通して日々運営費の削減を積み上げると聞いてございます。具体的な方法としましては、より安価で効率的な修繕方法を考案、採用することや物品や修繕の発注において参加条件を見直しまして、見積りを依頼する業者数を増やし、競争を促すことによって経費削減に努めているとのことでございます。

以上でございます。

○常磐井委員 分かりました。

次に、リサイクルプラザの再生家具の展示及び提供事業の見直しについて伺いたいと思うのですが、リサイクルプラザで実施している再生家具の展示、提供事業の見直しをするということなのなのですが、環境保全の意欲の増進及び資源循環型社会形成に寄与することがこの事業目的であります。そのための事業を行ってきたわけなのですが、取扱件数の減少を要因として令和3年度中に廃止を基本に整理していくということが述べられているわけなのですが、平成16年度からの展示件数や提供件数及び提供価格が示されているわけなのですが、構成市町ごとの現在までの搬入件数と、その比率はどのようになっているのか、この点について伺います。

○藤谷総務課主幹 リサイクルプラザの再生家具展示事業でございますが、平成16年度からの搬入数につきましては通算で1,339件となっております。その内訳については、室蘭市が895件で66.9%、伊達市が276件で20.6%、豊浦町が19件で1.4%、壮瞥町が19件で1.4%、洞爺湖町が130件で割合は9.7%となっております。

以上でございます。

○常磐井委員 今あるように、室蘭市と伊達市の両市で87%を占めているわけなのですが、この廃止を検討する理由として取扱件数の減少ということが述べられています。

その要因、出張買取を行うリサイクルショップなど、民間事業者による不用家具リサイクルの浸透などが考えられるとされているわけなのですが、その中でも事業目的である循環型社会の形成に寄与するという目的を達成するために、広域連合としてその目的を達成するための方策をどのように考えているのか、この点について伺います。

○藤谷総務課主幹 近年はリサイクルプラザへの家具の搬入取扱いというのは減少しているところなのですが、家具については民間リサイクル店へ持ち込まれるということが多いということと思われるのですが、リサイクルプラザで行っている他の事業、例えば不用になった衣類を再生して小物を作る事業ですとか、空き瓶を使った工作ですとか、そういったことでの環境学習講座は従来から行っておりまして、そういった分野での環境学習で循環型社会の形成について寄与してきているのではないかと考えております。

以上です。

○常磐井委員 その他の環境学習や何かの講座を行っているということなのですが、廃止の理由の中で取扱件数の減少や提供価格に見合わない費用負担などを上げているわけなのですが、民間事業者は利益が上がらなければいつでもやめることはできるわけです。資源循環型社会形成のために、またSDGsにおける環境問題としてそれぞれの行政は3Rを進めているわけですが、このような観点からも、廃止を基本とするのではなくて、継続するために何が重要かということを考えることが大事ではないかというふうに思うのですが、この点についてどう考えるのか伺います。

○藤谷総務課主幹 この周辺の地域に限らず、大型リサイクル店の出店というのは多くなってきているところがございます。大型店であれば広告ですとかテレビCMですとか、そういったことで集客をたくさんできているということもあって、今現在出店が増えているということもあって、リサイクルの事業としては成り立っている業界なのかなと考えております。

また、民間の事業であれば、例えば無料出張買取ですとか、家具を買った場合でも家まで運んでいただけるですとか、そういった我々にはできないサービスということもあって、住民にとっても我々行政で今やっているリサイクルプラザのリサイクル家具事業よりも、リサイクル店に持ち込んだほうが売却費用ももらえたりですとか、そういったサービス面で優れていて、我々でやっているよりもリサイクルが推進されていくのではないかと考えておりまして、この事業については現段階では民間のほうでやっていただいたほうが良いかなと考えております。

以上です。

○常磐井委員 確かに民間事業者は出張買取だとか、不用家具の引取りだとか、いろんな手段を講じて消費者にサービスを提供するというのをやられているわけですが、当然民間事業者は利益が出なければいつでもやめるわけですが、そうなれば、この不用家具類は全て焼却に回されるということになり得るわけですが、資源の有効利用、環境の保全に関する

知識の普及及び啓発などの所期の目的を広域連合としても忘れないでいただきたいということ、併せて廃止の再検討を求めておきたいというふうに思います。

次に、最後は指定管理者施設運営評価について伺いたいと思いますけれども、げんき館ペトトルについて伺いたいと思います。利用実績が年度ごとに示されています。平成28年度～令和元年度の4年間平均が3万8,000人を超えているわけなのですが、令和2年度、令和3年度の当初、新型コロナウイルス感染症の影響による休館などの影響で激減しているわけです。このげんき館ペトトルの構成市町別の利用実績とその比率はどのようになっているのか、この点について伺います。

○藤谷総務課主幹 げんき館ペトトルの構成市町別の利用実績というところなのですが、総利用者数についてはげんき館ペトトル1万9,169人となっております、その内訳については室蘭市が1万4,704人で76.7%、続いて伊達市が3,780人で19.7%、豊浦町が11人で0.1%、壮瞥町が30人で0.2%、洞爺湖町が97人で0.5%、そのほかの地域として5市町以外の地域から547人ということで割合は2.9%となっております。

以上でございます。

○常磐井委員 今答弁であったように、利用実績、R2年度で76%が室蘭市、伊達市で19.7%、この2市だけで97%近い数字になるわけですが、豊浦町、壮瞥町がそれぞれ0.1%、0.2%、洞爺湖町で0.5%、その他で547人で2.9%ということなのですが、他の町というのは1%にも満たない利用なのですが、こういった状況でこの事業を広域連合として行う意味があるのかどうか、この点について伺います。

○藤谷総務課主幹 指定管理者施設の事業につきましては、こちら施設を利用してもらえるように、どの構成市町に対しても同じように使っていただけるように周知を行っているところなのですが、人口規模の大きさですとか、施設からの距離も近いということもあって、室蘭市ですとか伊達市の利用実績が多くなっているところです。また、施設から遠い3町につきましては、人口規模が小さいことと連合施設からの距離も遠いということもあって、地元にある施設を使ったりですとか近くの施設を使ったりということが多くなって、利用者数が伸びないということも考えられますが、今後も今まで以上に構成市町の住民に利用してもらえるように周知に努めていきたいと考えております。

○常磐井委員 今ほかの構成自治体の利用実績が伸びないことの理由が述べられました。当然今後構成市町の住民に利用してもらえるように周知に努めるというふうに言われているわけなのですが、具体的にどういった方策で他の構成町の利用促進を図ろうとしているのか。私はこのことがやはり必要だというふうに思います。距離的な問題も当然ありますし、同じような施設をそれぞれの市町が持っているということもあります。そういった中で、どういった方策で利用促進を図ろうとしているのか、この点について伺います。

○藤谷総務課主幹 今後の周知の方法という質問でございますが、今まで利用者への周知

ということで、連合のホームページですとか構成市町の広報紙にイベント等実施の案内を載せさせていただいているところですのでけれども、今後、昨年度から広域連合のほうでも公式ツイッターを採用して、施設の細かな情報でも載せて、みんなにできるだけ施設を知ってもらおうということで周知にSNS等を活用しているところでもあります。また、先日も新聞社から施設紹介の取材がしたいということで来ておられたこともありまして、そういったところには取材の協力をして施設を紹介させていただいて、利用者の方に施設を知ってもらいたいと考えております。

以上です。

○常磐井委員 そういったいろんな方策を進めながら利用促進を図ることが必要だというふうに思います。げんき館ペトトルは利用料金と委託料で運営されているわけなのですが、例えば遠隔地の構成町には利用料金の軽減を図るなど、こういった措置も私は必要ではないかなというふうに思います。この利用料金と委託料で運営されているのは、リサイクルプラザがそうなのですが、均等割負担が5%、ごみ処理量割が95%です。げんき館ペトトルの運営については利用実績に見合った負担、先ほど構成町の利用実績がありましたけれども、そういった利用実績に見合った負担とすることも必要ではないかというふうに思いますが、げんき館ペトトルの運営費はどういった形でそれぞれの構成市町が負担しているのか、この点についてもお伺いしておきたいと思っております。

○藤谷総務課主幹 げんき館ペトトルの運営に係る費用の各町の負担状況という質問でございますが、こちら広域連合の規約の中で5市町の人口割5%、それから残りの95%を室蘭市と伊達市の人口割といった負担割合になっております。95%が室蘭市と伊達市の負担になっているということで、こちら利用者が多い自治体に負担してもらっているということです。利用が少ない3町については、費用のうちの5%の中の5市町割ということになっているので、3町合わせて全体費用の3%程度の負担に収まっているということになっております。

以上でございます。

○常磐井委員 伊達市と室蘭市が95%を負担しているということなのですが、負担の少ない構成町については、大体3%程度だと、そういった中でも私は負担が少ないから利用が少ないということであってはならないというふうに思うのです。あくまでも広域連合が運営する施設でありますから、やはりひとしく構成町の住民には利用していただきたいということをぜひこれは進めていただきたいとお願いして、私の質問を終わります。

○早川委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○早川委員長 以上で質疑を終了いたします。

これもちまして総務常任委員会を散会いたします。

午後 2時39分 散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第26条第1項の規定により署名する。

総務常任委員会 委員長